

平成 23 年度保健管理センター自己点検・評価報告書

1 理念・目的

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

現状説明

保健管理センターは、従来、学生、職員の身体的・精神的健康管理を業務とし、主に予防医学的分野に重点を置き、適切な助言や援助を行うことを目的として設立された。また、保健管理センターは、大学設置基準第三十六条に定められている校舎に必須な施設である医務室から発展した組織として設けられている。

点検・評価

医療行為に係る法令遵守のため、これまでの学内組織にとどまらない法的施設基準を満たした診療所を神楽坂校舎、野田校舎、久喜校舎に設置したことにより、学生及び職員に係る傷病の初期診療をすみやかに行うことができ、理念・目的に沿った対応を可能としている。

また、各キャンパスとも、学生・職員の身体・精神両面の健康相談、健康指導等、健康管理部門を一本化するために、保健管理センターと学生よろず相談室をそれぞれ近接に配置しており、これらの連携が強化されることで、より適切な援助を効率よく提供することが可能となり、理念・目的に沿った重要な役割を果たしている。

将来に向けた発展方策

保健管理センターは、今後も理念・目的である予防医学的分野に重点を置き、年々複雑となる学生、職員の心身の健康状態をより積極的、効率的に把握することが大切である。例えば基本的情報である定期健康診断の際の丁寧な問診や健康情報の電子化を行い、健康管理業務への適切な応用が重要となる。

学生個々に見合った支援を行うには、対応マニュアルの整備が必須であり、多くの事案に対応できる準備を整えることが重要で、これにより相当の成果を挙げることが可能となる。

今後、学生のみならず職員の種々の相談内容に対応できる専門性の高いカウンセラーの配置と、誰もが当センターに立ち寄り、利用しやすい環境の構築が必須となる。

根拠資料

大学設置基準（第三十六条）

学校法人東京理科大学保健管理センター規程

学校法人東京理科大学診療所規程

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

現状説明

保健管理センターの役割については、新入学生に配付する冊子「学園生活」にて紹介している。また、本学ホームページの中に、保健管理センター及び学生よろず相談室のページがあり、情報を学内外に公開している。

この他、毎年「東京理科大学保健管理センター年報」を発刊し、年間業務内容、学生定期健康診断結果、職員定期健康診断結果、感染症情報、薬物乱用防止講習会、禁煙指導、保健管理センター利用状況、学生よろず相談室利用状況等を取りまとめ、学内に配付している。また、全国大学保健管理協会に加盟し学会活動を行っている。

点検・評価

保健管理センターでは、感染症の流行等、早急な処置を必要とする事態には、本学ホームページのトップページに緊急情報を掲載して、学生・職員に対し注意を喚起している。

学生定期健康診断を始めとする各種健康診断を実施する際においても、事前掲示や通知文書による周知が功を奏し、特に学部学生の健康診断受診率は約 95% で毎年推移している。職員の定期健康診断でも毎年高水準の受診率を維持している。

将来に向けた発展方策

大学においては、学生及び職員の健康維持・増進や、そのための健康教育は非常に重要な課題であり、今後、特にその自主管理と支援の充実が求められる。保健管理センターでは、多様化するニーズに備え、一層の広報活動に努めなければならない。

根拠資料

学園生活 2011

本学ホームページ（教育・学生生活、保健管理センター、よろず相談室）

東京理科大学保健管理センター年報（平成 21 年度）

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

現状説明

保健管理センターには、同センターの管理運営の基本方針、年間事業計画等の重要事項について審議する学校法人東京理科大学保健管理センター運営委員会が組織されている。

この委員会は、保健管理センター長を始めとして、校医、保健師又は看護師、学生部長、総括環境・安全衛生管理者他で構成されている。

委員会は、年間 3 回開催され、学生及び職員定期健康診断、法令で定められたその他の健診、予算・決算、感染症流行に対する措置、関連諸規程の改正等の審議が行われている。

保健管理センター

また、学内には、就業における衛生上の安全を確保するため、労働安全衛生法に定められた学校法人東京理科大学衛生委員会が設置されている。この委員会は大学当局に対し諮問、勧告機能を有しているが、職員の就業による健康障害防止に関する事項、職員の健康の保持増進に関する事項、労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事項等を審議している。多くの構成員は両委員会で重複しており健康管理の理念・目的の一貫性を保持している。

点検・評価

理念・目的の検証については、学校法人東京理科大学保健管理センター運営委員会がその役割を担うべき組織でとえられる。本委員会は定期的で開催されているが、保健管理センターの理念・目的についての具体的な検証は行っていないのが実状である。検証の基本方針を策定した上で、定期的実施することが望まれる。

将来に向けた発展方策

保健管理センターでは、今後、学校法人東京理科大学保健管理センター運営委員会において定期的に理念・目的の見直し、検証を行っていかなければならない。

また、同センターの理念・目的については、学生、職員には定期健康診断などを通してその存在が知られているが、さらに今後は、ホームページによる情報公開、緊急のお知らせ、健康教育活動等により、十分な周知を図ることとしたい。

根拠資料

学校法人東京理科大学保健管理センター運営委員会規程

学校法人東京理科大学衛生委員会規程

2 教育研究組織

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

現状説明

保健管理センターでは、学生の入学から卒業までの大学生活、及び職員の教育研究活動を健康面から支援している。

学生の視点で見ると、正課活動（実験・体育実技等）中の怪我への応急処置や学内での急病等の健康相談は保健管理センターで取り扱い、生活相談は学生よろず相談室が取り扱うことが公開されているため、各々の目的に合わせた利用が可能となっている。

点検・評価

保健管理センターの役割は、多くの学生、職員に理解を得られているが、さらなる理解を得るべく、多くの健康教育を行っている。例えば、平成 21 年度には新型インフルエンザの対策について、事務職員向けに予防講習会を実施した。

また、大麻等の違法薬物の恐ろしさを一層理解して、これらに関わることなく良識を持った大学生活を送らせるべく、学生を対象に薬物乱用防止講習会を毎年実施している。さらに飲酒機会の増加する学園祭前には各サークル学生を対象に飲酒や食中毒に関する講習会も実施している。

一方、「生涯にわたって喫煙しない」人材の育成と大学での受動喫煙防止対策の推進を学校法人東京理科大学衛生委員会と連動して行っており、平成 22 年度から建物内全面禁煙に踏み切った。

これとは別に、専門領域外科目として学内全学年を対象とした保健理論の授業を開講している。

将来に向けた発展方策

保健管理センターは、学内外に重要情報を発信し、これに応じた者に対し必要な支援を行い、応じなかった者に対しては、別途注意喚起を呼びかけている。

教育組織として保健管理センターのあり方を考えると、今後はさらなる積極的なアプローチが必要である。例えば、課外活動事故を未然に防ぐために、スポーツ系クラブ・サークルに対し、体育担当教員、各クラブ部長の協力のもと、応急・救命処置の講習会、事故防止の講演会を定期的実施する等の指導教育が求められる。

根拠資料

なし

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

保健管理センター

現状説明

保健管理センターの運営等に関する事項を審議するための会議体として学校法人保健管理センター運営委員会が置かれている。

同運営委員会は、保健管理センター長、校医、保健師又は看護師、学生部長、総括環境・安全衛生管理者、理事長・学長が指名する者等で構成されており、多角的視点から保健管理センターの教育的指導が適切であるか検討できるようになっている。

点検・評価

理念・目的の適切性の定期的検証と同様に教育研究組織の適切性についても学校法人保健管理センター運営委員会で検証している。特に学生、職員を対象に行う健康維持・増進、健康教育のあり方について見直しを行っているが、精神障害や生活習慣病など新たな健康障害に対する健康教育の取り組みは不十分である。また、保健管理センターが加盟している全国大学保健協会では年1回の地方部会（関東甲信越）と、やはり年1回の全国集会が開催されているが、保健管理センターでも当大学の保健活動に関連した演題を発表し、また、他大学の取り組みについて情報収集を行い、その都度、保健管理センターの活動に生かしている。

将来に向けた発展方策

保健管理センターでは、現在、健康に関する様々な教育活動を行っている。健康をキーワードとする教育領域は非常に広い。これまでに実施した各種教育の他にも、日常的な健康管理の方法・手段、食育の養成、肥満防止対策、心の病に備えてのストレス解消方法等、さまざまな事例がある。今後、社会の変化やニーズに合わせた健康教育を行う必要がある。

根拠資料

学校法人保健管理センター運営委員会規程

6 学生支援

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

現状説明

保健管理センターが行う学生支援に係り、最も重要な行事は学生定期健康診断である。毎年4月上旬に行われ、検査項目は、胸部X線・身長・体重・視力・血圧・尿・聴力（会話法）・内科検診等となっている。この健康診断は、修学上必須の事項として法令で義務付けられているが、それにとどまらず学生個人の病気の予防、早期発見、さらには深刻な感染症から集団を守るという大切な側面もある。また、学校法人東京理科大学保健管理センター規程でも学生の心身の健康保持増進は当センターの第一義的な業務として定められている。

点検・評価

学校法人東京理科大学保健管理センター規程における学生の心身の健康保持増進に関する条文では、具体的項目まで定めているわけではない。健康に関する学生支援では感染症、心身疾患、身体的・精神的な障害への対応などが重要な項目として挙げられる。これらの各項目について個々の例での対応はこれまでもきめ細かく行われていると考える。しかし、学内での実態の把握が重要であるが、感染症や健康診断問診表に記載された事例を除いては十分な調査が行われているとは言い難い。

将来に向けた発展方策

保健管理センターが行う学生支援は、学生の世代により日々変化を続けている。ストレス社会が生む心身疾患の他、近年、知られるようになった各種の病気・障害についての対策に遅れを取ることは許されない。不幸にしてこのような病気・障害を抱えることとなった学生が、快適な学生生活を送り無事に卒業できるよう、学生支援に関する具体的指針を策定することが今後の課題である。

根拠資料

学校法人東京理科大学保健管理センター規程

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

現状説明

保健管理センターの修学支援は、先に述べた学生定期健康診断における健康指導の他に、応急処置、健康相談、健康に対する情報提供、身長・体重・血圧・視力・体内脂肪・皮下脂肪・握力・肺活量の測定、学内の環境衛生及び伝染病予防の指導、医師による診察が挙げられる。

また、障害のある学生に対する修学支援については、学生定期健康診断問診表で既往歴等を調査しているため、障害を持つ学生の状況については的確に把握している。こうした学生の修学に関する相談は、学生よろず相談室と連携し情報を共有している。

学生よろず相談室では学部等から選出された専任教員、カウンセラー、精神科医師による指導を行っているが、相談事項が学修計画の立て方、定期試験対策等、学科の専門的内容に係る場合は、当該学部に対応を依頼している。

点検・評価

保健管理センターによる、障害のある学生に対する修学支援措置については、先述のとおり、各学部に対応を依頼することが多い。一方、本学は障害のある学生に対する修学環境の整備について万全とは言いがたい。例えば、車椅子使用者が、学内のすべての施設に立ち入ることは非常に困難である。また、視力や聴力に障害のある学生がキャンパス内を不自由なく快適に過ごすことができるとは考えにくい。修学面においても、これらの学生の取り扱いは各学部の判断に委ねられており、学内で統一された方針はない。

保健管理センターは、障害のある学生に対する修学支援については、学生の期待に沿える機能を果たすには至っていないが、当センターのみでこの問題を解決することは困難である。

将来に向けた発展方策

障害のある学生に対する修学支援を行うに当たり、保健管理センターから提案すべき項目は多い。まず、車椅子使用者、視力・聴力に障害のある学生がキャンパス内のすべての施設にスムーズに入室利用ができるような整備に取り組まなければならない。

また、障害のある学生が必要とする各種機器、点訳・文書校正、手話通訳・ノートテイク、移動補助・前席確保、ボランティア学生の確保等が必要である。

根拠資料

なし

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

現状説明

保健管理センターの生活支援は、学生の日常生活を送る上での健康維持が該当する。本センターでは、学生定期健康診断の結果をもとに、日常生活における様々な健康指導を行っている。肥満の学生を呼んで体脂肪を測定し、肥満度の判定を行っている。これに伴い、肥満における健康への影響や今後の食生活、日常生活での取り組みについて、手作りの冊子を配付して指導を行っている。また、痩身の学生についても同様の指導を行っている。さらに、校医による禁煙指導を常時行っており、煙害がもたらす健康への影響等を説明し、

保健管理センター

禁煙を推進している。

点検・評価

学生定期健康診断の検査結果に問題があった場合には当該学生に対し、再検査の受診や医療機関への診察を勧める等、きめ細かく指導している。保健管理センターでは、健康上の悩みについて、適宜相談に応じている。学内における急病や外傷に対しては、速やかに応急処置を行い、場合によっては医療機関を紹介している。診療所を設置していることにより、医師が診察を行い、必要に応じ抗生物質などの処方薬を投与することが可能であり、より効果的な処置を行っている。また、医療機関への紹介状も発行し、学生に対する大きな支援となっている。

ただし、あくまでも本センターに足を運んだ学生に限られており、誰もが健康で快適な学園生活を送るための支援の仕組みの構築はまだ不十分である。

将来に向けた発展方策

保健管理センターでは、今後、普段から健康に不安を持っていない学生に、健康維持・管理について関心をもたせる対策が必要である。ホームページ、ポスター等による健康に関する情報の積極的な発信、学生を対象とする講習会の開催等がこれに挙げられる。

本センターは、健康である学生の健康維持・管理に加え、疾病や外傷への初期対応を充実させ、生活支援を行う必要がある。

根拠資料

なし

7 教育研究等環境

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

現状説明

学校法人東京理科大学保健管理センター規程の第 2 条に、学生及び職員に係る心身の健康の保持増進を図るとともに、安全衛生管理に関する業務を行うことを目的とする、と定められている。すなわち、本センターは、教育研究に係る職員及び教育を受ける学生に対し、健康面からサポートを行う機関である。しかし、本センターでは、各種健康診断、診療所としての役割等について、学校法人東京理科大学保健管理センター運営委員会において改善に向けての検討を重ねてはいるものの、教育研究環境等の整備に関する明確な方針は定めていない。

点検・評価

保健管理センターが果たす教育機能は、そのほとんどが恒久的なものである。しかし、組織は改編等により変わり、社会生活の変化により疾病構造の変化や必要とされる支援も変化する。現在は保健管理センター、学生よろず相談室、各校舎診療所を核に健康支援を提供している。しかし、本センターの理念遂行のための具体的な目標や成果の基準を設定し、それに対応するように環境整備をしているとは言い難く、どちらかという受け身的である。今後はより能動的な環境整備を図るべきであろう。

将来に向けた発展方策

地球温暖化等の自然環境の変化や人間が創る社会環境の変化に伴い、学生、職員が罹る病、悩み事も年々変化を遂げている。保健管理センターは、こうした動向を常に注目し、学生、職員の健康維持・管理に努めなければならない。

当面の課題として野田、久喜校舎での事務部門の専任化を実現し、より効率的な健康支援環境の整備を図り、また、心身消耗状態や特定健診による要支援者に対応可能な外部機関の利用を促す制度を構築し、当センターのみでは不十分な領域を補完していく予定である。

根拠資料

学校法人東京理科大学保健管理センター規程

学校法人東京理科大学保健管理センター運営委員会規程